

町管理不全空家等除却支援事業補助金交付規則の概要

1. 目的

町内に存する適切な管理が行われていない状態で放置されている空家等の除却を促進し、住民の安全安心の確保、生活環境の保全等を図るため、空家等を除却しようとする者に対し、予算の範囲内で補助を行うもの

2. 定義

- 空家等 「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項に規定する空家等
- 不良住宅 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であって、住宅地区改良法施行規則別表第1(以下「別表第1」という。)により評定した合計評点が100点以上であるもの、又は別表第1のうち外観目視により評定できる項目を定めた別表における合計評点が100点以上であるもの
- 特定空家等 空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等
- 要観察空家等 「町空家等対策計画」に定める「特定空家等判断基準」で規定する要観察空家等

3. 補助対象空家等（以下①②③すべての要件、④⑤のいずれかの要件(※)を満たすもの）

- ① 宇治田原町内に存する空家等であること
- ② 個人が所有するものであること
- ③ 公共事業等の補償の対象となっていないものであること
- ④ 住宅地区改良法に規定する不良住宅であること
- ⑤ 判断基準を適用し特定空家等及び要観察空家等と判断されたもののうち、町長が除却することを適当と認めたものであること

※ 町職員等が現地調査を行い判定

4. 補助対象者（以下すべての要件を満たす方）

- 補助対象空家等の所有者又はその法定相続人、若しくは所有者等から当該空家等の除却について同意を得たその敷地の所有者であること
- 補助対象空家等に存する抵当権等のすべての権利者の同意を得ている者であること
- 空家特措法第14条(特定空家等に対する措置)第3項の規定による命令を受けていないこと(命令後その措置が取り消された場合は除く)
- 申請時において、所有者等が宇治田原町税等を滞納していないこと
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 宇治田原町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等でないこと
- 申請した日の属する年度の3月末までに、事業を完了することができること

5. 補助対象工事

- 補助対象者が町内業者に発注する補助対象空家等の除却工事
- 建設業法で許可を受けた者、建設リサイクル法の登録を受けた者又は建設業法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により解体工事業に該当する営業を営む者に請け負わせる工事

(注) 補助対象外工事

- 補助金交付決定前に着手した工事
- 他の補助制度等の交付を受けようとする工事
- 一部のみの除却工事
- 不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事

6. 申請受付期限

申請年度内に完了・工事費を支払いすることが可能な除却工事が申請対象
※予算の範囲内での申請になる。

7. 補助金額

次の1又は2のいずれか少ない額に、以下の補助率及び上限額を適用する

- 1) 対象工事費用
- 2) 国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等の除却工事費(変動有)

補助率及び上限額

補助対象空家等	補助率(1,000円未満の端数切捨て)	補助上限額
不良住宅	補助対象経費の4/5	40万円
特定空家等又は要観察空家等	補助対象経費の2/5	20万円

8. 受付方法

受付開始・・・補助希望(事前)申請後、申請順に現地調査を行い建物の不良度の判定を行う

↓ ※補助対象工事費記入必要

本申請案内・・・各種申請条件に合致したものから本申請の案内を行う

↓

本申請受付

↓

補助金交付決定